

医療法人地塩会 介護老人保健施設 夢の里 運営規程

指定通所リハビリテーション及び介護予防指定通所リハビリテーション

(運営規程設置の主旨)

- 第1条 医療法人地塩会が開設する介護老人保健施設夢の里（以下「当事業所」という。）において実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

- 第2条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 当事業所では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
 - 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 4 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
 - 5 当事業所では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
 - 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施をする。
 - 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
 - 8 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

- 第4条 当事業所の名称及び所在地等は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 介護老人保健施設 夢の里
- (2) 開設年月日 平成6年6月13日

- (3) 所在地 高知県南国市岡豊町中島 1521-1
- (4) 電話番号 088-866-6666 FAX 番号 088-866-6783
- (5) 管理者名 施設長 嶋崎秀樹
- (6) 介護保険事業所番号 3950480024

(従業者の職種、員数)

第5条 当事業所の従事者の職種、員数は次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1人 (常勤、介護老人保健施設との兼務)
 - (2) 医師 1人以上 (常勤、介護老人保健施設との兼務)
 - (3) 看護師、准看護師又は介護職員 5人以上
 - (4) 支援相談員 実情に応じた適当数
 - (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1人以上 (常勤)
 - (6) 管理栄養士 1人以上 (常勤・介護老人保健施設との兼務)
 - (7) 調理員 実情に応じた適当数 (介護老人保健施設との兼務)
 - (8) 事務員 実情に応じた適当数 (介護老人保健施設との兼務)
- 2 前項に定めるものの他、必要に応じ従事者の増員又はその他の従事者をおくことができる。

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、当時業所に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関を退院した利用者に対し、リハビリテーション計画を作成するに当たり、当該医療機関が作成したリハビリテーション計画書等により、利用者に係るリハビリテーションの情報を把握する。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、市町村との連携をはかる。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (9) 調理員は、献立に基づく調理全般に関する業務を行う。
- (10) 事務員は、施設の運営及び管理に関する事務全般の業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日 (日曜日と1月1日は定休日)
※利用者様の希望により変更があります。(利用状況により)
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分
※尚、延長利用は午前8時00分～午後6時00分のうち最大10時間まで可能。

(通所定員)

第8条 通所リハビリテーションの利用定員数は、1単位50名とする。

- 2 介護予防通所リハビリテーションの定員は、通所リハビリテーションの定員数から当該日の利用者数を差し引いた数とする。

(事業の内容)

第9条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、(介護予防にあつては介護予防に資するよう、)医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 送迎の実施範囲は、高知県南国市、高知市(大津、介良)、香美市(旧香美郡土佐山田町)の区域とする。

(利用者負担の額)

第11条 利用者負担の額を以下とおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 食費、日用生活品費、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

(身体拘束等)

第12条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

- 2 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置し、身体拘束等の発生ごとに事例を検討し分析し発生原因、結果等を取りまとめ当該事例の適正性を検討する。
- 3 身体拘束等の適正化のための指針を定める。
- 4 職員に対して身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第13条 当施設は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその発生を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第14条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第15条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 当事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第10条に利用料として規定されるものであるが、同時に、事業所は第9条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- (2) 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- (3) 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第16条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して災害対策教育、訓練を実施する。
 - ① 災害対策教育及び避難訓練（火災・地震・津波・水害）……2～4か月に1回（うち1回は水害を想定した訓練を行う）
 - ② 非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時
 - ③ その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当施設は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第17条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 18 条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規律)

第 19 条 当事業所職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 20 条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する物、その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

(職員の勤務条件)

第 21 条 当事業所職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人地塩会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 22 条 当事業所職員は、当事業所が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 23 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
 - (1) 当事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 24 条 当事業所職員に対して、当事業所職員である期間および当事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当事業所職員等が本規定に反した場合は、厳正に処するものとする。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととする。

- (1) サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。
- (2) 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携。
- (3) 利用者が偽りその他不正な行為によって介護給付を受けている場合等の市町村への通知。
- (4) 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等。
- (5) 生命・身体 の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

（苦情の申出及び処理）

第 25 条 利用者又は家族からの、提供した施設サービスに関する要望または苦情について、管理者、支援相談員又は他の相談窓口に応じることができ、また、備え付け用紙によりご意見箱に投函して申し出ることできる。その要望、苦情に対し、迅速かつ適切に対応する。また、その内容を記録し、今後のサービスの質の向上に努める。

（その他運営に関する留意事項）

- 第 26 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、定員を超えて利用させない。
- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシー、防災対策マニュアルについては、施設内に掲示する。
 - 3 当事業所は、適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人地塩会理事会が定めるものとする。

- （付則） この規程は平成 13 年 12 月 1 日から施行する。
- （付則） この規程は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- （付則） この規程は平成 17 年 3 月 1 日から施行する。
- （付則） この規程は平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
- （付則） この規程は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- （付則） この規程は平成 25 年 12 月 1 日から施行する。
- （付則） この規程は平成 29 年 12 月 1 日から施行する。
- （付則） この規程は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- （付則） この規程は令和 6 年 6 月 1 日から施行する。